

渡名喜島の空き家問題について

The problem of vacant houses on Tonaki Island

瑞慶覧 くるみ, Kurumi Zukeran

現代社会において、離島の少子高齢化が急速に進んでおり、将来的には無人島化が懸念される中、沖縄県島尻郡渡名喜村の渡名喜島における空き家問題に焦点を当てる。この論文の目的は、渡名喜島の空き家問題の重要性を明らかにし、有効活用のための洞察を提供することである。アンケート結果から、年配者の意見が主流であり、若者の意見は参考に過ぎないことが明らかになった。地域住民は改善や対応を期待しており、その期待が高齢者優先の現状に繋がっている。今後の地域活性化には持続可能な戦略が必要であり、その際には若者の視点が欠かせないことが示唆された。アンケートの実施が地域構成の高齢化により意味が限定的であることが浮き彫りになり、今後の取り組みでは単なる実態調査に留まらず、若者中心の持続可能な戦略の策定が求められるという結果が新たな課題として分かった。

キーワード：地方創生、離島、空き家問題

はじめに

沖縄県には離島が数多くある(日本の島嶼の構成 国土交通省)。日本全国で416の有人離島のうち沖縄本島を除いた47島が沖縄に存在している。その中でも、沖縄本島を除き、沖縄県にある47島の有人島のうち、沖縄振興特別措置法¹に適応された離島は38島ある。離島地域は島々で異なる独自の文化、自然環境、歴史遺産を持ちながら、国境に位置する離島なら、さらに重要な役割を担っている。それにもかかわらず、離島地域には交通・物流面における地理的制約や社会資本整備の遅れから少子高齢化とともに、離島の人口流出問題も深刻になってきている。離島の少子高齢化は日本本土以上に急速に進行しており、離島の現在の状況を考えると、将来的には数多くの離島が無人島になる可能性がある。私の曾祖母が住む沖縄県島尻郡渡名喜村に属する渡名喜島もそのうちの1つである。将来無人島になることを防ぐために、本研究は渡名喜島の空き家問題に焦点をあてる。空き家について何が問題となっているのか。そして、渡名喜島で求められている空き家の活用方法について、どのように変身させれば離島での生活が便利になるのかを明らかにするのが本論の目的である。この目的を達成するために、本論は以下の3つから構成される。まず第1章では、空き家とは何かについて定義し、それに基づいて渡名喜島の現状についての整理を行う。第2章では、その整理をふまえて質問票調査を通じての検証結果を述べる。第3章にて、分析の結果に基づき結論をまとめ、今後の展望と課題を述べる。

第1章 空き家について

1. 空き家の定義

総務省統計局が公表した「平成 30 年住宅・土地統計調査」²の 1963 年から 2018 年の空き家数及び空き家率の推移の調査では、「居住されていない住宅」において、空き家は 848 万 9 千戸となり、平成 25 年と比較して 29 万 3 千戸 (3.6%) 増加していることが分かる。空き家は総住宅数の 13.6%を占め、これは平成 25 年から 0.1 ポイント上昇しており、歴史的な最高水準となっている。空き家数の推移を見ると、過去 30 年間で昭和 63 年から平成 30 年までに 454 万 9 千戸増加し、一貫して増加傾向にある(図 1)。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」³ (平成 26 年 11 月 27 日公布)によれば、「空家等」とは、建築物やそれに付随する工作物で、居住やその他の使用が行われておらず、その状態が続いているものおよびそれに付随する敷地 (土地にも含まれる)をいう。ただし、国や地方公共団体が所有または管理しているものはこの対象外である。また、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊などで著しく保安上危険となるおそれがあるか、または著しく衛生上有害となるおそれがあるか、あるいは適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているか、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる状態にある空家等を指す。

総務省統計局の住宅・土地統計調査の定義によると、空き家の種類は大きく分けて 4 種類ある(図 2)。1 つ目は二次的住宅・別荘用住宅であり、残業で遅くなったときに寝泊まりするなどたまに使用する住宅を「二次的住宅」といい、週末や休暇に暑さや寒さをしのいだり、保護などの目的で利用したりする住宅を「別荘」という。1986 年 12 月頃から 1991 年 2 月頃までのバブル景気では、リゾートマンションが多く建設されたため、地方の観光地では特にこの種類の住宅が多い傾向にある。平成 30 年住宅・土地統計調査において、二次的住宅・別荘用住宅が占める割合は、空き家全体の 4.5%との結果が出ている。2 つ目は賃貸用住宅であり、新築・中古を問わず、貸すことを目的に所有している住宅をいう。物件は賃貸に出したからといって、即座に入居者が決定するわけではなく、最近では、新築でも入居者がなかなか決まらずに空き家になってしまう事例もある。平成 30 年住宅・土地統計調査において、賃貸用住宅が占める割合は空き家全体の 50.9%との結果が出ている。なお、貸別荘もここに含める。3 つ目は、売却用住宅であり、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅をいう。売りに出すということは、ずっと以前からその家には人が住んでいないため、買主が決定するまでは空き家のままである。平成 30 年住宅・土地統計調査において、売却用住宅が占める割合は、空き家全体の 3.5%との結果が出ている。そして 4 つ目はその他に分類され、上記 3 種類の空き家とは異なり、人が住んでいない住宅のことを指す。例えば、所有者が現在、老人ホームなどの施設に入居していても住んでいない自宅や、使用目的がなく、現在、空き家として所有している住宅などをいう。

平成 30 年住宅・土地統計調査において、その他の住宅は空き家全体の 41.1%を占めるとの結

果がでている。空き家の総数を2013年度と比較した場合、全体の割合で3.6%の約30万戸の増加ではあるが、「その他の住宅」のみに焦点を当てて増加率をみってみる。平成30年住宅・土地統計調査によると、二次的住宅・別荘用住宅、賃貸用住宅、売却用住宅の増加率は1%以下にもかかわらず、その他の住宅は9.5%の増加と著しく増えていることが分かる。

本研究の調査地域である沖縄県島尻郡渡名喜村に属する渡名喜島の多くの空き家は、その他に分類される空き家が多い。2015年5月に施行された「空き家対策特別措置法」により、問題のある空き家に対して行政が立ち入り調査を行う権限が生まれ、危険度の高い「特定空き家」に指定されると、固定資産税が6倍に上がり、罰金や強制的な撤去・修繕が課せられる。令和5年12月13日から施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、特定空き家に加えて「管理不全空き家」も市区町村の指導・勧告の対象となっている。これにより、空き家の所有者は市区町村からの指導を受け、それに従わない場合、固定資産税等の軽減措置（住宅用地特例）が受けられなくなる。このデメリットは勧告、命令、行政代執行の3段階で発生し、経済的負担が増加する。この法改正は、所有者が管理に積極的でない「管理不全空き家」にも焦点を当て、地方自治体により効果的な対策を講じることを可能になっている為、所有者による指導に応じない場合、税制面での優遇が受けられなくなることは、所有者にとっては一定の圧力となり、空き家問題の解消に寄与することが期待されている。特定空き家にならないためには、維持の意向があっても早めの適切な管理が必要で、売却や処分を考えている場合も同様である。資産価値の減少を避けるために早めの対応が重要である。

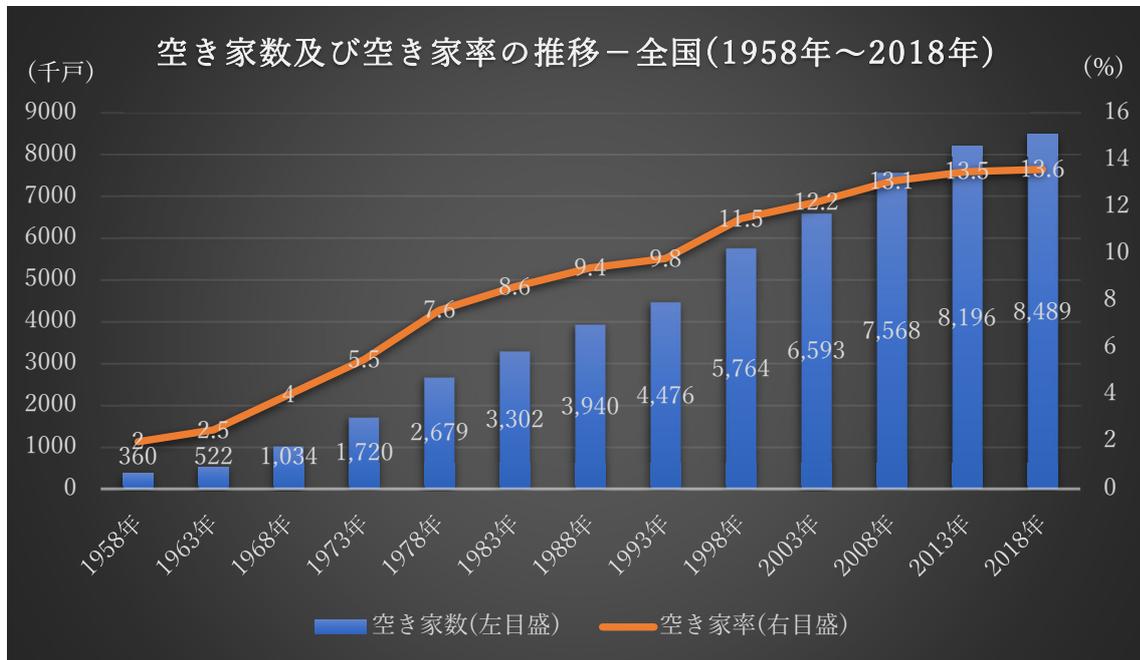


図1 空き家数及び空き家率の推移－全国(1958年～2018年)

「平成30年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)のデータに基づき筆者作成

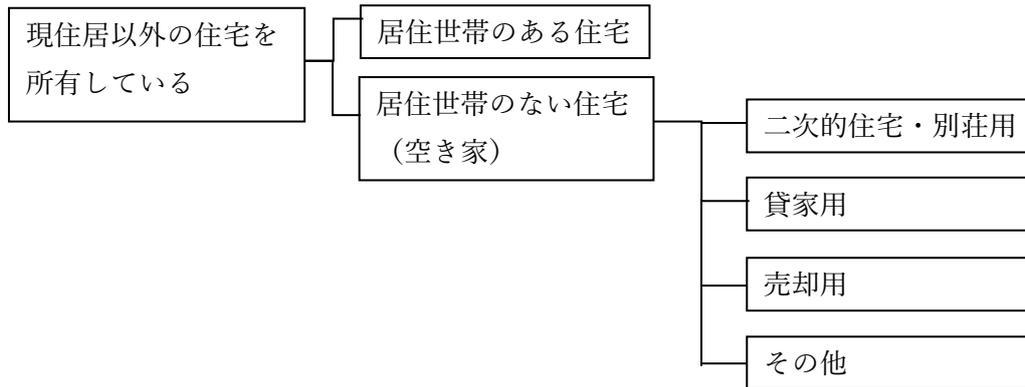


図 2 総務省統計局の住宅・土地統計調査による空き家の分類定義により筆者作成

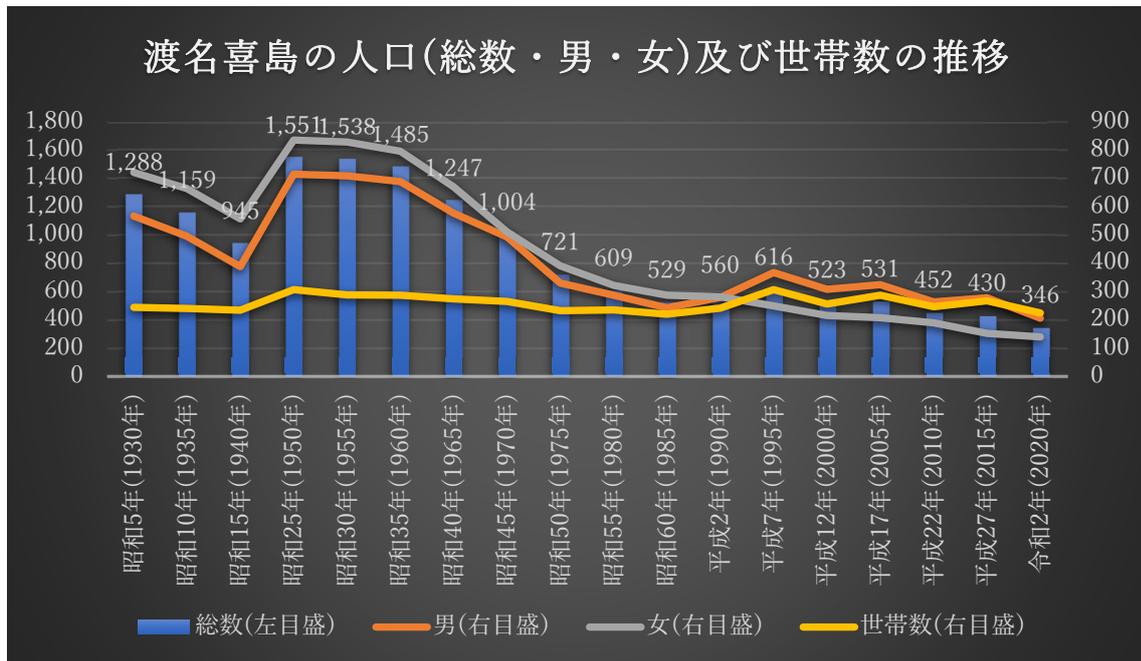
2. 渡名喜島について

沖縄県島尻郡渡名喜村に属する渡名喜島の面積はわずかに 3.87 km²であり、沖縄県で最小の離島である。しかし、沖縄県で 2 か所しか登録されていない重要伝統的建造物群保存地区の 1 つは渡名喜島にある。「重要伝統的建造物群保存地区」⁴とは、文化遺産や歴史的な価値が高い建造物や地域を保護し、保存するための指定地域のことをいう。通常、これは歴史的な建造物や風景が集中している地域なので、その価値を認識し、維持するために特別な法的や地位が与えられている。重要伝統的建造物群保存地区の選定基準としては、伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの、伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの、伝統的建造物群及びその周辺が環境が地域的特色を顕著に示しているものに該当するものである。補足として沖縄県の重要伝統的建造物群保存地区に登録されているもう 1 か所は竹富町竹富島の農村集落。頻繁に台風の影響を受けるため、住民は防風と防火のために工夫を凝らしている。屋敷地は道路よりも低くなっており、テーブル珊瑚や珊瑚石灰岩の石垣で囲まれ、その内側にはフクギが植えられている。この構造は風を防ぐだけでなく、火災のリスクも低減しており、屋敷地の中央には、寄棟造りで赤い瓦が葺かれた主屋が配置され、その周りには物置やフル（飼育小屋兼便所）などの付属建築物が配置されている。島全体が砂地であるため、道路は白砂のままで、T 字の突き当りには魔除けの石敢当やチキシ（力石）が配置されており、石垣や屋敷林、赤瓦の屋根などが一体となり、美しい町並みが形成されている。これらの要素は地域的特色を豊かに表現しており、島全体が風格ある景観で彩られているのが渡名喜村渡名喜島の特徴であり、観光客が渡名喜島を訪れる魅力のひとつとなっている。

国勢調査によると、渡名喜島の人口は昭和の初めごろ昭和 5 年(1930 年) から昭和 15 年(1940 年)にかけて少し減少がみられ、それ以降昭和 25 年(1950 年)まで増加する。その昭和 25 年(1950 年)に 1,551 人の最盛期を迎えて、以降は減少し、令和 2 年(2020 年)は 346 人とピークの時の約 4 分の 1、平成 7 年(1995 年)の約半分となっている(図 3)。最新情報の令和 5 年(2023 年)8 月末現在では、総人口 303 人となっており、詳細は男性が 179 人、女性が 124 人、世帯数

が 204 戸となりいずれにおいても最少の結果となっている。令和 5 年(2023 年)1 月 1 日の住民基本台帳年齢別人口をみると、総人口 316 人のうち 142 人が 65 歳以上となっており、高齢化率は約 45%となっている。これらの結果により、渡名喜島の高齢化状況が一目瞭然である。

また、渡名喜村が令和 4 年度 9 月に独自に行った空き家利用活用推進事業調査の「渡名喜村空き家等対策調査報告書」によると 211 世帯のうち 79 戸が空き家となっている。これが渡名喜島の空き家の現状である。さらに、渡名喜村役場によると、この調査以前及び以降には独自の調査は行われていないとの回答があった。そのため、今後より正確な情報を得るためには 1 年に 1 回の頻度で空き家の推移調査を実施することが重要であると考えられる。



【図 3】 渡名喜島の人口(総数・男・女)及び世帯数の推移
市町村別国勢調査人口の推移データに基づき筆者作成

第2章 実態調査設計と実証

1. 実態調査内容の設計

空き家の問題点について国土交通省による全国 1,804 全市町村を対象とするアンケートでは、防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下、火災の発生の恐れ、ごみの不法投棄、衛生の悪化（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）などが空き家問題における主な課題として挙げられている。これを受け、渡名喜島でも同様のアプローチで、地域住民の立場からこれらの問題に対する具体的な意見を引き出すべく、全国調査と同様の質問項目を採用してアンケート調査を行う。

2. 実態調査概要

実態調査期間：2023 年 12 月 26 日(火)～2024 年 1 月 9 日(火)の 2 週間にかけて実施した。

調査方法：沖縄県島尻郡渡名喜村渡名喜島でアンケートによる調査

質問項目は以下の通りである。

設問 1. あなたの性別を教えてください。

設問 2. あなたの年齢を教えてください。

設問 3. 空き家問題について関心はあるかを教えてください。

設問 4. 空き家の問題点について、下記の項目が挙げられるが、これらの問題点の重要度を順位付けし、各番号の問題点の重要度を 5 段階(かなり思う(5)、やや思う(4)、どちらともいえない(3)、やや思わない(2)、かなり思わない(1))で評価してください。

- ①防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下
- ②火災の発生のおそれ
- ③ごみの不法投棄
- ④衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）
- ⑤風景、景観の悪化
- ⑥その他（樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等）

設問 5. 空き家を有効活用する上でどのような施設があったら便利か意見があれば教えてください。

今回の実態調査では、5 つの質問項目を渡名喜島に住んでいる島民に設計したに回答してもらった。また、以上の質問項目は、国土交通省による全国調査の質問項目から引用している。

※空き家の問題点について国土交通省による全国 1,804 全市町村を対象とするアンケートでは、①防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下②火災の発生のおそれ③ごみの不法投棄④衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）⑤風景、景

観の悪化⑥その他（樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等）の順位が結果として分かる。

3. 調査結果のデータ分析と考察

(1) 基本情報の集計

設問1 あなたの性別を教えてください。

回答者の性別については、男性が33名(42.3%)、女性が45名(57.7%)の計78名となっている。

設問2 あなたの年齢を教えてください。

回答者の年代構成は10代が2名(2.5%)、20代が5名(6.4%)、30代が9名(11.5%)、40代が10名(12.8%)、50代が11名(14.1%)、60代が15名(19.2%)、70代が16名(20.5%)、80代が8名(10.2%)、90代が2名(2.5%)となっている。

表1 回答者の年齢と性別

年代別・性別	男性	女性	合計
10代	1	1	2
20代	3	2	5
30代	4	5	9
40代	4	6	10
50代	5	6	11
60代	7	8	15
70代	6	10	16
80代	3	5	8
90代	0	2	2
合計	33	45	78

設問3 空き家問題について興味・関心があるかないかを教えてください。

興味・関心があると回答した人が63名(80.8%)、興味・関心がないと回答した人が15名(19.2%)となっている。

(2) 各問題点の順位付け・重要度の集計

設問4 空き家やその周辺の問題点について、①防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下②火災の発生のおそれ、③ごみなどの不法投棄、④衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）、⑤風景、景観の悪化、⑥その他（樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等）、が挙げられるが、これらの問題点の重要度を順位付けし、各番号の問題点の重要度を5段階(かなり思う(5)、やや思う(4)、どちらともいえない(3)、やや思わない(2)、かなり思わない(1))で評価してください。

表 2 各項目に対する重要度の順位と 5 点尺度評価の結果

項目	重要度の順位	5 点尺度評価結果(平均値)
風景、景観の悪化	1 位	★★★★☆(4.1)
防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下	2 位	★★★★☆(3.8)
衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）	3 位	★★★★☆(3.5)
その他（樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等）	4 位	★★★☆☆(3.4)
火災の発生のおそれ	5 位	★★★☆☆(3.2)
ごみなどの不法投棄を誘発	6 位	★★★☆☆(3.1)

国土交通省による全国調査と渡名喜島での実態調査の結果を比較すると、空き家問題における重要度の順位にいくつかの違いが見られる。まず、国土交通省の全国調査では 1 位が防災性や防犯性の低下であり、これに対して渡名喜島での実態調査では 1 位が風景や景観の悪化である。これは、地域ごとの環境や住民の価値観の違いが反映されていると考えられ、渡名喜島では美しい風景や景観の維持が重要視されており、これが最優先事項となっている。次に、2 位の項目については、国土交通省の全国調査と渡名喜島での実態調査で共通して防災性や防犯性の低下が位置している。この項目が地域全体で共通の懸念事項であることが示唆されており、安全な環境の維持が、地域全体の課題となっている可能性がある。一方で、3 位以降の順位には違いが見られる。国土交通省の全国調査では 3 位がごみの不法投棄であるのに対し、渡名喜島では 3 位が衛生の悪化や悪臭の発生である。地域ごとに異なる環境への配慮が反映されており、渡名喜島では清潔な環境の維持が注視されている。さらに、4 位以降の項目においても、火災の発生の誘発やごみなどの不法投棄を誘発といった順位の入れ替わりが見受けられる。これは、地域ごとに異なる課題が浮かび上がっていることを示唆している。総じて、地域ごとに異なる自然環境や文化が影響を与え、それが調査結果に反映されていることが分かる。

表 3 各項目の詳細なデータ分析

項目	かなり思う (5)	やや思う(4)	どちらとも いえない(3)	やや思わな い(2)	かなり思わ ない(1)
防災性（倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下）や防犯性（犯罪の誘致）の低下	17 名	36 名	25 名	0 名	0 名
火災の発生のおそれ	2 名	23 名	46 名	7 名	0 名
ごみなどの不法投棄を誘発	2 名	21 名	45 名	9 名	1 名
衛生の悪化、悪臭の発生（蚊、ハエ、ネズミ、野良猫の発生）	11 名	26 名	38 名	3 名	0 名
風景、景観の悪化	35 名	27 名	16 名	0 名	0 名
その他（樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等）	8 名	23 名	41 名	6 名	0 名

上の表の各項目の詳細なデータより、地域住民の課題や懸念に関する傾向が明らかになる。まず、各項目における「かなり思う」や「やや思う」の回答が比較的高いことから、防災性、防犯性、ごみの不法投棄、衛生の悪化、風景・景観の悪化、その他の要素に対する一定の懸念が地域住民に存在していることが分かる。具体的には、防災性と防犯性に関しては、多くの参加者が意識を持ち、地域の安全性に対する要望が高まっていることが示されている。これは、地域社会が災害や犯罪から身を守るための対策や取り組みが求められていることを意味しているのではないかと考えられる。ごみの不法投棄に対する懸念が高いことから、地域の清掃活動や不法投棄の取り締まりが重要視されている。これに対する住民の意識が高いことは、地域環境の美化や住みやすさの向上に資する可能性があると考えられる。衛生の悪化や悪臭の発生に対する意識もあり、地域の生活環境に対する期待が反映されている。これらの要素が地域住民の生活に直結していることから、地域全体での清潔維持や環境整備が求められている。風景・景観の悪化に関しても、多くの住民が意識を持っており、地域の美観を重視していることが分かる。これは、地域のアイデンティティや魅力を保ち、観光などにもプラスになる可能性がある。最後に、「その他」の項目においても、樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散などに関する懸念が分かる。これらの要素に対する住民の意識は、地域環境全体の改善に寄与する可能性がある。総じて、地域住民は自身の生活環境や地域の魅力に対して高い期待と関心を持っており、これらのデータを元に地域全体での協力や改善策の検討が求められていると考えられる。

(3) 関連性や傾向の把握

・年代別での空き家問題の重要度の違い

異なる年代を若者層（10代・20代・30代）、中堅層（40代・50代）、高齢者層（60代・70代・80代・90代）の3つのグループに分けて空き家問題の重要度の変化をまとめると、以下のようになる。

若者層（10代・20代・30代）

若者層の 10 代と 20 代は、風景や景観の悪化に注目し、美しい環境での生活を重視している。20 代では、それに加えて防災性や防犯性にも意識が向いており、安全で快適な環境の必要性を感じている。若い家族を持つ可能性もあり、将来の家庭において安全性が重要とされているのではないかと考える。30 代は風景や景観の悪化に加えて、衛生の悪化や悪臭の発生にも敏感である。これは、自身や家族の健康への配慮が強まり、環境の清潔さが求められていることを示している。防災性や防犯性も重要視されており、家庭の安全性への関心が続いている。

中堅層 (40 代・50 代)

中堅層の 40 代と 50 代は、風景や景観の悪化に加えて、防災性と防犯性に焦点を当てている。安全な住環境が特に重要とされ、家庭や社会への安全対策が重視されており、生活の質と安全性が両立した環境を求めているのではないかと考える。

高齢者層 (60 代・70 代・80 代・90 代)

高齢者層の 60 代から 90 代では、風景や景観の悪化に加えて、防災性と防犯性が引き続き重要視されている。80 代では、それに加えて衛生の悪化や悪臭の発生にも強く意識が向いている。高齢になるとともに、健康や環境全体への配慮が一層強まり、快適で安全な生活が求められているのではないかと考える。

これらの結果は、年代ごとに異なる価値観や生活スタイルが反映され、住環境に求められている要件が変化していることを示している。

設問 5 空き家を有効活用する上でどのような施設があったら便利か意見があれば教えてください。(※特に意見の多かった回答を選び抜いた)

10 代：アートやクリエイティブスペース。

20 代：共同作業スペース(コワーキングスペースやリモートワーク支援の施設等)。

30 代：子育て支援施設。

40 代：宿泊施設。

50 代,60 代,70 代：様々なアクティビティや健康サポートが提供される施設。

80 代,90 代：医療・福祉センター。

上記のアンケート結果からは、10 代はアートやクリエイティブスペースの施設が欲しいとの結果が得られた。空き家をアートギャラリーやクリエイティブなイベントスペースとして利用できれば、若い世代にとって魅力的であり、アートイベントやワークショップが開催することができて、このような場所があれば、若い世代も参加しやすくなり、地域の文化活動に貢献できるのではないかと考える。20 代は共同作業スペース(コワーキングスペースやリモートワーク支援の施設等)の施設が欲しいとの結果が得られた。空き家を共同作業スペース(コワーキングスペースやリモートワーク支援の施設等)として利用できれば、島に住みながら仕事をすることができ、空き家をオフィスとして活用できる。また、共有リソースとしての役割も果たすため、共同作業スペース(コワーキングスペースやリモートワーク支援の施設等)の施設と同時にカフェもあればさらに良いコミュニティが形成されるのではないかと考える。30 代は子育て支援施設が欲しいとの結果が得られた。子育て中の親にとって、子供を預けながら仕事や学びの時間を確保できる

施設があると便利のため、共有の保育スペースがあると、家族連れが島に住みやすくなり、子供を安心して育てるための環境整備が求められるのではないかと考える。

40代は宿泊施設が欲しいとの結果が得られた。空き家を宿泊施設として再利用することは、地域観光の振興や地域経済の活性化に繋がり、地元の飲食店やアクティビティと提携し宿泊客に地域の魅力を体験してもらうことができればよりリピーターが訪れてくるのではないかと考える。50代、60代、70代は様々なアクティビティや健康サポートが提供される施設が欲しいとの結果が得られた。空き家をリハビリ施設や趣味活動の場として活用することで、高齢者が安心して島での生活を続けることができ、コミュニケーションがさらに豊かになるのではないかと考える。80代、90代は、医療・福祉センターが欲しいとの結果が得られた。空き家を医療機関や福祉サービスを提供するセンターとして活用することで、高齢者に必要な医療や介護サービスを地域に提供し、コミュニティ全体に貢献することができる。また、渡名喜島は漁港側にしか診療所や保健センターがないので、空き家を活用することでより迅速な対応が得ることができるのではないかと考える。

上の分析結果からみれば、外部から人を吸引する施設案もあれば、島民だけが利用する提案もあるという印象を受ける。アンケート結果に基づく1つの施設に定めるのではなく複数の施設提供アプローチは、島内の多様なニーズへの適応と地域全体の発展に寄与すると考えられる。各世代や生活スタイルに特化した施設整備は、住民がより満足度の高い生活を享受できる環境を提供する。これにより、アートやクリエイティブスペース、共同作業スペース、子育て支援施設、宿泊施設などがそれぞれの需要にマッチし、島内で多様なライフスタイルに対応できる。渡名喜島においては医療福祉施設が漁港側の東地域に偏在しているため、他の地域にも同様の施設を設置する必要がある。高齢者が住む西地域や南地域でも医療・福祉へのアクセスを向上させることが、地域全体の健康と生活の質向上に寄与し、均等な医療福祉サービスの提供は、高齢者が安心して島での生活を続けるために不可欠であると考えられる。均等にすることで、地域の包括的なケア環境が整備され、住民全体が必要な医療や福祉サポートを利用しやすくなる。さらに、異なる施設が地域経済や観光振興に寄与する効果も期待され、宿泊施設の導入により島外からの訪問者が増加し、地元の飲食店やアクティビティと連携することで地域経済が活性化される。同時に、アートギャラリーやクリエイティブスペースが地域の文化活動を促進し、観光誘致に寄与すると考えられる。複数の施設がコミュニティ全体を形成し、異なる世代層の交流を促進することも特に注目すべきである。子育て支援施設やリハビリ施設におけるイベントや趣味活動が、異なる年齢層の住民が共通の場で結びつきを深め、コミュニティの一体感を高める。これにより、地域全体がより豊かな共生の場となり、住民の生活品質向上と地域発展が両立すると考えられる。

第3章 まとめと今後の展望・課題

本論の実態調査では、渡名喜島で、地域住民の立場から空き家の問題に対する具体的な意見を引き出すべく、全国調査と同様の質問項目で実態調査を行った。その結果を踏まえて、今後の展望と課題を述べる。

以上の空き家のアンケート結果を通して、渡名喜島の各地域では異なるニーズや特性を持っており、地域ごとに施設の内容や形態を変えることが効果的だと考え、地域の特性や住民の構成に基づいて施設を設計することが求められてくる。しかし、アンケートを実施しても、地域住民の年齢構成が高齢化しているため、本調査の意味が限定的であること問題として浮き彫りになった。したがって、今後の取り組みでは単なる実態調査に留まらず、若者を中心に据えた持続可能な戦略の策定が求められてくるのではないかと考える。そこで、島の活性化や施設の継続的な運営には、新たな住民や移住者の受け入れが必要であると考え、魅力的な環境や施設を提供することで、外部の人々が島に興味を持ち、移住する意欲が高まる可能性がある。島を訪れる外部の人々を引き寄せるためには、魅力的で特色のある施設やプログラムを提供することが求められるため、地域資源や文化を活かし、観光やイベントなどで外部からの訪問を促進できる施策が必要である。問題点としては、どの施設も運営には資金が必要であることが浮かび上がるため、計画や実現可能性を検討する際には、予算の確保や資金調達策についても考慮する必要がある。そこで、まずは新しい住民を増やすことが重要だと考えるため、その点に焦点を当てると、現実的な視点から、ワークスペースの提供が最も現実的で良い選択と考えられる。リモートワークが広まる中、働きながら島に住むことを支援するための環境整備が、効果的な島の活性化につながる可能性があるのではないかと考える。

注

¹ 内閣府「第5次沖縄振興特別措置法(概要)総則」(2021)、

(https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_1_2.pdf 2023,12,10 閲覧)。

² 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計結果の概要」(2018)、

(https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/kihon_gaiyou.pdf 2023,12,11 閲覧)。

³ e-GOV「平成二十六年法律第二百二十七号・空家等対策の推進に関する特別措置法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000127> 2023,12,11 閲覧)。

⁴ 文化庁「伝統的建造物群保存地区」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/> 2023,12,12 閲覧)。

参考文献

国土交通省住宅局「令和元年空き家所有者実態調査」

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001377049.pdf> 2023,12,11 閲覧)。

国土交通省「空家の現状と論点」(<https://www.mlit.go.jp/common/001107436.pdf> 2023.12.11 閲覧)。

国土交通省「空家の発生による問題」(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001426966.pdf> 2023,12,11 閲覧)。

市町村別国勢調査人口推移(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/> 2023,12,12 閲覧)。

渡名喜島村役場ホームページ(<http://www.vill.tonaki.okinawa.jp/index.jsp> 2023,12,12 閲覧)。

文化庁ホームページ(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/> 2023,12,12 閲覧)。

e-GOV「平成二十六年法律第二百二十七号・空家等対策の推進に関する特別措置法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000127> 2023,12,11 閲覧)。